

## 廃棄物減量・リサイクル計画書等に関するよくあるお問い合わせ

※スペースの都合上、以下のように省略して表記しています。  
 熊本市事業系廃棄物の減量化及び再資源化に関する指導要綱・要綱  
 廃棄物減量・リサイクル責任者選任(変更)届(要綱様式第1号)  
 ・責任者届  
 廃棄物減量・リサイクル計画書(要綱様式第2号)  
 ・計画書  
 廃棄物減量・リサイクル責任者:責任者

ご質問	ご回答
<p>これまで、本社と支社のごみの量を取りまとめて集計していました。事業所ごとの排出量を把握していないため、計画書は片方しか提出しなくてもいいですか？</p>	<p>可能な限り事業所ごとのごみの量の把握に努めていただき、責任者届と計画書のご提出をお願いします。                      なお、責任者は同じ方にご選任いただいても問題ございません。</p>
<p>従業員数にパートタイム社員、臨時社員、嘱託社員、現場直行直帰の社員などの常時勤務しない社員は含まれますか。                      上記の社員等を除くと、合計で20名以下になる場合、責任者届や計画書の提出は必要ですか？</p>	<p>含まれます。パートタイム社員、臨時社員、嘱託社員、現場直行直帰の社員などの常時勤務しない社員を含んだ人数が20名以上の場合、要綱に定める多量排出事業者該当するため、責任者届と計画書の提出が必要です。</p>
<p>どのような役職の方を責任者に選任したらいいですか？                      事業所に常駐していない者でも問題ありませんか？</p>	<p>責任者に役職の指定はございません。                      以下に挙げる業務を遂行することができ、事業所の廃棄物減量化・リサイクルの推進についてある程度の権限がある方にご選任をお願いします。                      ① 事業所から出るごみやリサイクルできる物の管理に関する業務                      ② 計画書の作成に関する業務                      ③ 廃棄物の管理に関する関係者(ごみ収集業者、資源回収業者、本市等)との連絡調整。                      なお上記を満たす方であれば、事業所に常駐していなくても問題ございません。</p>
<p>計画書や責任者届は何の法令に基づいて提出するものか？</p>	<p>法令ではなく、「熊本市事業系廃棄物の減量化及び再資源化に関する指導要綱」に基づき、責任者の選任、計画書の提出をお願いしているものです。</p>
<p>規模要件に該当していますが、業種の性質上、廃棄物はほとんど出ません。責任者届や計画書の提出は必要ですか？</p>	<p>廃棄物の発生量の多少にかかわらず、規模要件に該当する場合は要綱に定める多量排出事業者該当するため、提出をお願いいたします。</p>